

## 松江市 IT 等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市IT等導入支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本産業標準分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) IT等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア(クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。)、自社の課題解決のために独自で開発されたソフトウェア及びAI・IoTの導入に必要なソフトウェア(クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。)並びに当該ソフトウェアを稼働するために必要な設備(パソコン、サーバー等)をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市 IT 等導入支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な IT 等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	IT 等の導入に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。  (1) 生産管理事業  生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために

	<p>必要な IT 等の導入(公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用する場合を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 製品等開発促進事業 製品等の開発を促進するために必要な IT 等の導入</p> <p>(3) AI・IoT 等利用促進事業 製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要な IT 等の導入</p>
補助対象経費	<p>次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) IT 等の導入に要する経費</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める経費</p>
交付の率又は金額	<p>次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、各事業につき1回を限度とする。</p> <p>(1) 生産管理事業 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、100 万円を上限とする。</p> <p>(2) 製品等開発促進事業 補助対象経費の 3 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、50 万円を上限とする。</p> <p>(3) AI・IoT 等利用促進事業 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、100 万円を上限とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>製造業を主たる事業として営む中小企業であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</p>
終期	<p>令和 7 年 3 月 31 日</p>

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 導入する IT 等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細（写し）
- (3) 直近 2 期分の決算書の写し

(現地調査)

第 5 条 補助事業者は、導入する IT 等の最終取得日から 2 か月以内であって、取得に要した経

費を支払う前に、市職員による現地調査を受けなければならない。ただし、導入する IT 等の最終取得日前に取得に要する経費の一部を支払う場合は、最終取得日から 2 か月以内であって、取得に要した経費の残額を支払う前に、市職員による現地調査を受けるものとする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。